

ごあいさつ



理事長

山内 達也

会員、組合員、ご利用者の皆さまには、平素より中央労働金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2001年4月に1都7県の労働金庫が合併して〈中央ろうきん〉が誕生して以来、今年度で22年度目を迎えます。設立以来、業容を順調に拡大しながら健全経営を続けることができたのは、ひとえに会員、組合員、ご利用者の皆さまのお力添えあつての賜物であり、深く感謝を申し上げます。

さて、2021年度は長引くコロナ禍のなか、金庫は感染防止対策を徹底しつつ会員・推進機構と連携・協働してコロナ禍の影響を受けた働く人の生活支援の取り組み等を展開しました。とりわけ「緊急生活応援ローン」や「既往融資の返済条件の見直し」を通じて、協同組織の福祉金融機関としての役割発揮に努めました。また、コロナ禍を契機に“非対面・非接触”の取引ニーズが急速に高まったことを受け、「オンライン相談」「Web口座開設サービス」の導入や、非対面取引をサポートする「コンタクトセンター」の設置など新たなチャネルを整備して利便性向上を図りました。

2022年度は、当金庫の第7期中期経営計画（2022-2024年度）のスタートの年度にあたります。第7期中計の3年間では、コロナ禍で生じた課題や環境変化にも的確に対応し、働く人の暮らしの安心と、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。コロナ禍と相まって食品や日用品、エネルギーなどの価格上昇が家計を圧迫し、働く人の暮らしは依然として不透明な状況が続いていますが、引き続き〈ろうきん〉ならではの取り組みを通して、働く人の生活をしっかりと支えてまいります。

〈中央ろうきん〉は、これからも『ろうきんの理念』を基本に据え、働く皆さまの生活のお役に立てるよう、一層努力してまいります。

ここに、2022年3月期ディスクロージャー誌を作成いたしました。ご覧いただければ幸いです。

2022年7月

〈ろうきん〉の目的・事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。

〈ろうきん〉は労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法(抜粋)

(目的) 第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則) 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。